［適既工第１号書式］

申請日　平成　　年　　月　　日

中古住宅適合証明申請書

（フラット３５・財形住宅融資）

（第一面）

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び下記の申請者確認事項を了承し、下記の個人情報の取扱いについて同意の上で、次のとおり物件検査及び適合証明を申請します。
   なお、売主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。
2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します（代理者欄が記載された場合に限ります。）。

検査機関名
建築士事務所名　　御中

申請者	氏　名　フリガナ 又は 名　称　　印 〒（　　－　　）　住所: TEL（　　）－（　　）－（　　）　FAX（　　）－（　　）－（　　）　担当者名:（事業者の場合）
代理者 （申請者以外が手続する場合に限り記入）	氏　名　フリガナ 又は 名　称 〒（　　－　　）　住所: TEL（　　）－（　　）－（　　）　FAX（　　）－（　　）－（　　）　担当者名:（事業者の場合）
手数料請求先	□ 申請者　□ 代理者　□ その他 →［会社名:　所属/担当者名:　連絡先: 住所:〒（　　－　　）］
建物の所在地（地名地番）	

＜申請者確認事項＞

1　独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（以下「フラット35」といいます。））又は財形住宅融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
(1) 機構のフラット35又は財形住宅融資ごとに適用される技術的基準に適合していること。
(2) 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。

2　申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。

3　申請住宅についての適合証明は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適合な場合等は融資の対象とならないことがあることを承知しています。

4　申請者と住宅の居住者が異なる場合は、現地調査日までに居住者の了承を得ます。

5　検査途中の段階で、当該物件が要件に不適合であることが判明したの場合等は、それ以降の検査が行われず、それまでの検査費用について精算することがあることを承知しています。

6　発行後の適合証明書の有効期限は、一戸建て等の場合は現地調査日から1年間、マンションの場合は現地調査日から5年間（適合証明受理日において竣工から5年以内の場合）又は3年間（適合証明受理日において竣工から5年超の場合）であることを承知しています。

7　当該住宅の検査に伴いキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。

8　フラット35Sを利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。

9　フラット35Sを利用する場合は、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合することが必要であることを承知しています。

＜個人情報の取扱い＞

1　個人情報を利用する業務の内容及び目的
検査機関及び建築士事務所（以下「検査機関等」といいます。）は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客さま」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
(1) 業務内容
ア　住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務（以下「適合証明業務」といいます。）
イ　その他これらに付随する業務
(2) 利用目的
物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
ア　検査機関等が行う適合証明業務の実施のため（同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち当該建築物全体に関する検査の結果を利用することを含みます。）
イ　お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
ウ　その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

2　機構等への個人情報の提供
検査機関等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・機構が行う融資、フラット35（中古住宅）に関する債権の譲受け又は保険 ・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	中古住宅適合証明申請書に記載されたお客さまの属性等（氏名、住所、電話番号等）、申請に関する住宅情報（所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等）
申請住宅について機構のフラット35（中古住宅）の融資の申込みを行う金融機関	・フラット35（中古住宅）に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務	
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士の登録を実施する機関（注） （建築士事務所に物件検査及び適合証明を依頼した場合に限ります。）	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等	

（注）登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会をいいます。

※検査機関等受付欄	※検査者等名	※決裁者名	※整理簿等記録照合欄	※判定欄
				（証明年月日及び番号） 平成　年　月　日 第　　号
	※備考欄			

平成30年４月１日